



退職者の皆様ご存知ですか？

退職後も町県民税はかかります！**注意**

今年退職をされる皆様、長年のお勤めお疲れ様でした。退職を迎えほっとされているかもしれませんが・・・ここで要注意です！町県民税（＝住民税）は、地方税法により「前年の所得に課税する」と定められていますので、退職した年も勤めていた時と同じくらい課税されます。

例えば、平成22年3月に退職した方は、平成21年1月～12月までの期間給与の収入がありますので、平成22年度も住民税がかかります。

さらに、会社に勤められているときには12分割で給与天引き（6月から翌年5月にかけて天引き）されていましたが、ご自分で納付する方法に変わるため、地方税法の定めにより4分割で納付（6月・8月・10月・翌年1月に納付）いただくこととなり、1回あたりに納める金額が高くなります。

こういったことは、定年退職者に限らず、年度途中の退職者や短期契約で働いていた方々にも同じことがいえます。退職後住民税がかかることをお忘れなく、納税への備えをよろしくお願ひします。



町県民税申告は3月15日（月）までです。

場所：西原町役場 第五庁舎会議室
日時：3月15日まで（ただし土日を除く）
時間：午前9：00～11：30 午後1：30～4：00

申告手続きは
お忘れなく♪

《問い合わせ先》
西原町役場 税務課
町県民税係
TEL 098-945-4729
(内線141・142)

戦没者等のご遺族の皆様へ

第9回特別弔慰金の支給が始まっています

主な支給対象者

公務扶助料や遺族年金等を受けていた方が平成17年4月1日から平成21年3月31日の間に亡くなるなどし、平成21年4月1日において公務扶助料や遺族年金等の受給権者がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人が対象となります。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

- 1 平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
戦没者等と生計関係を有していた方のうち平成21年4月1日において婚姻していたとしても氏が変わっていない方、又は同日において遺族以外の方と養子縁組をしていない方に限ります。
- 4 上記3以外の戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者と生計関係を有していない方や戦没者等と生計関係を有していたが上記3に該当しない方。
- 5 上記1から4以外の戦没者等の三親等内（伯叔父母・甥姪等）の親族
※戦没者の死亡まで引き続く一年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面24万円、6年償還の記名国債

請求期限

平成24年4月2日まで

お問い合わせ先／福祉課 援護係 ☎ 945-5311(内線121) FAX 944-6551

確定申告

北那覇税務署からのお知らせ

確定申告会場は、

「浦添市産業振興センター・結の街」です。
(浦添市勢理客四丁目13番1号 国立劇場おきなわ向かい)



開設期間

受付時間：午前9時～午後4時

平成22年2月16日（火）～平成22年3月15日（月）

上記期間中は、北那覇税務署内に確定申告会場を開設していませんので、ご注意ください!!

- 注) 1 土曜日、日曜日は開設していませんが、2月21日（日）及び2月28日（日）に限り、同会場において確定申告の相談・受付を行います。
- 2 開設期間以外は、北那覇税務署で申告の受付・相談を行っています。

●所得税の確定申告書の提出及び納付の期限は、
平成22年3月15日（月）まで

●個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出及び納付の期限は、
平成22年3月31日（水）まで

～ あなたの確定申告をサポートします ～

e-Tax 申告書の作成は 国税庁ホームページの www.nta.go.jp

便利な「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色決算書などを作成できます。



「e-Tax」を利用する方にもおすすめ!

「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax（電子申告）を利用して提出できます。

「e-Tax」を利用して申告すると・・・

① 最高5,000円の税額控除

平成21年分の所得税の確定申告を本人の電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます（平成19年分又は平成20年分の確定申告でこの控除を受けた方は、受けられません。）。

③ 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています（3週間程度に短縮。）。

② 添付書類を提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます（確定申告期限から3年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。）。

e-Taxの利用に際しては、開始届出書の提出、電子証明書の取得（手数料が必要です）、ICカードリーダーの購入などの事前準備が必要です。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

確定申告

検索

※パソコンの環境などにより、ご利用いただけないことがあります。